（前のページより続き）

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、解散命令関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令等の一部を改正する政令（政令第一五六号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正
　普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準及び責任の最低額並びに当該一部免責に必要な手続を定めることとした。（第一七三条関係）

二　公職選挙法施行令の一部改正
　普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準等を定める地方自治法施行令の規定を参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用するための規定の整備を行うこととした。（第一条の二関係）

三　地方公営企業法施行令の一部改正
　地方自治法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五四号）の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第六条関係）

四　地方独立行政法人法施行令の一部改正
　地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る参酌基準及び責任の最低額並びに当該一部免除に必要な手続を定めることとした。（第三条の二関係）

五　市町村の合併の特例に関する法律（平成一六年法律第五九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正
　監査及び地方公共団体の長等の損害賠償責任等に係る地方自治法及び地方自治法施行令の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替えについて所要の規定の整備を行うこととした。（第四四条及び第五〇条関係）

六　施行期日等
　1　所要の経過措置を規定するものとした。（附則第二条関係）
　2　この政令は、令和二年四月一日から施行するものとした。ただし、六の1に関する規定の一部については、公布の日から施行するものとした。

政　令

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第七条、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第十八項、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項及び第百二十七条並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四十七条及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「第六章　削除」を削り、「第七章」を「第六章」に、「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に、「第十章」を「第九章」に、「第十一章」を「第十章」に改める。

第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」を「、地方自治法第七十四条第一項」に改め、「（以下」の下に「この編において」を加え、「印を」を「、印を」に改め、同条第二項中「前項」を「、前項」に、「署名し」を「署名をし、」に改め、同条第三項中「これを」を削る。

第九十九条の表第九十一条第三項から第五項までの項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十一条第一項の項中「第七十四条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十二条第三項及び第四項の項中「第九十二条第三項」を「第九十二条第三項ただし書」に、「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十四条第一項の項、第九十五条の二の項、第九十五条の三の項及び第九十五条の四の項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十六条第一項の項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十六条第二項の項及び第九十七条第一項の項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改め、同表第九十八条の三第一項の項を次のように改める。

第九十八条の三第一項	地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三	地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三
第九十八条の三第一項ただし書	同法第七十四条の二第十項	同法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二第十項

第九十九条の表に次のように加える。

第九十八条の三第一項ただし書	同法第七十四条の二第十項	同法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二第十項